

国立研究開発法人科学技術振興機構  
分任研究契約担当者 殿

(機関名)  
(部署・職名)  
(氏名) 役職印  
《契約担当者、または知的財産権について出願・譲渡等の権限を持つ者》

## 知的財産権出願通知書・知的財産権設定登録等通知書

委託研究の成果に係る知的財産権について、以下のとおり通知します。

### 1. 委託研究の概要

事業・研究タイプ・研究領域	戦略的創造研究推進事業・CREST・〇〇に向けた△△技術の創出 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)・革新的燃焼技術 等と記載してください。
研究題目・契約番号	
研究担当者及び所属・職名 (研究実施当時)	
研究期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

※ 「契約番号」は、直近のものを記入。契約番号が付与されていない契約は不要。

### 2. 対象となる知的財産権について

共通	通知内容(注1)	知財出願(注2)・知財登録・移転(注3)・放棄
	出願国	
	知的財産権の種類	特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権 のうち、該当するものを記載してください。
	発明等の名称	該当する(1)~(4)の事項を記入してください。 (1) 発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称 (2) 回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該 半導体集積回路の分類(構造、技術、機能) (3) 植物体の品種にあつては、農林水産植物の種類(属、種、亜種)、出願品種の名称 (4) 著作権にあつては、著作物の名称
	出願日	年 月 日
	出願番号	当該種類に係る設定登録の出願又は申請番号、もしくは著作物の登録番号又は 管理番号を記載してください。 例) 特願 2016-001234
	出願人(注4)	出願人が複数ある場合は、すべての出願人を記入してください。
	優先権主張等(注5)	優先権を使った場合の原特許の出願番号、海外特許の場合の当該発明等の国内 出願番号を記入してください。
知財 登録	登録番号	
	登録日	年 月 日
移転 (注3)	移転日	年 月 日
	移転先名称(住所)(注6)	移転先が複数ある場合は、すべての移転先について記入してください。

放棄	放棄の種類	
	放棄の理由	
	放棄の法的期日	年 月 日
特記事項	合併又は分割による移転、産業技術力強化法施行令第11条第3号に該当する移転（専用実施権等の設定等に係るものを除く）の場合には、特記事項に事前申請の例外となった根拠を記載してください。 ※戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）については、例外なく知財様式3による事前申請が必要となるため注意。	

- ※ 出願の場合は、出願番号、出願日、優先権主張番号、国等の委託研究の成果に係る出願である旨の記載を確認する書類（出願プルーフの願書等）の写しを添付してください。（注7）  
 また、登録等の場合は、登録番号等を確認する書類（特許証等）の写しを添付してください。

（注意事項）

- （注1） 知財出願、知財登録、移転、放棄から該当するものを選択してください。  
 （注2） PCT出願の場合は各国移行時にご提出ください。  
 （注3） 合併又は分割による移転、産業技術力強化法施行令第11条第3号に該当する移転（専用実施権等の設定等に係るものを除く）の場合には、特記事項に事前申請の例外となった根拠を記載してください。  
 （注4） 出願人が複数ある場合は、すべての出願人を記入してください。  
 （注5） 優先権を使った場合の原特許の出願番号、海外特許の場合の当該発明等の国内出願番号を記入してください。  
 （注6） 移転先が複数ある場合は、すべての移転先について記入してください。  
 （注7） 国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願の場合、出願に係る書類に国等の委託研究の成果に係る出願である旨を記載する必要があります。

【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】

平成〇〇年度、国立研究開発法人科学技術振興機構、〇〇事業「研究題目名」委託研究、産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許出願

《制度固有の取扱い①：SIP【共通】》

- ・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）については、合併又は分割による移転、産業技術力強化法施行令第11条第3号に該当する移転であっても、例外なく知財様式3による事前申請が必要となります。

《制度固有の取扱い②：SIP【エネルギーキャリア】》

- ・出願に係る通知の場合、出願国の欄に、「日本」・「PCT」・「パリルート」のいずれかを記入し、加えて、パリルート出願及びPCT各国移行の場合は国名を記載してください。なお、SIP「エネルギーキャリア」については、PCT出願の場合に各国移行時だけでなく、PCT出願時にも通知が必要となりますのでご注意ください。